



道路費の集約的使用

内務省地方局長 佐上信一

一

軌近自動車の普及發達に伴つて交通上に於ける道路の價值が非常に高まつて來た結果、中央地方を通じて道路改良の要求は一層力強くなつて來た。之が爲に全國各地方ともそれ〴〵相當の改良計畫を樹て政府に於ても國庫財源の容す限りに於て之が助成の方法を執つて居るのである。併し

ながら道路改良の如き巨額の費用を要する事業に在つては町村の如き下級公共團體の資力を以てしては十分に之が遂行を期することは困難なるが爲め、勢ひ各地方に於ては府縣に對して道路改良の實行を要求して來る。隨つて府縣は一面に於ては國道府縣道として自ら之を改良し、一面に於ては重要市町村道として地元に對して相當な補助を與へて、出來得る限り道路の改良を促進して來て居る現狀である。併しながら現在の地方財政の實狀から言へば、此の限りなき道路改良の要求を容れることは極めて困難な狀況であるから、茲に於てか道路費の集約的使用といふ事が、今日最も眞摯に攻究されなければならぬ緊要な問題となるのである。

三

然らば何を道路費の集約的使用と言ふか。第一に吾々の着目すべき事は、現今の如き大規模なる道路改良計畫の行はれる時代に於ては、動もすれば技術者が計畫の壯大を競ふやうな觀がある。其の結果として、或は橋梁の構造といひ、或は道路の幅員、或は路面の構造といひ、地方の實際の交通の要求に超過したやうな計畫が往々行はれるやに見える。斯様な點に對しては、徒に道路の形態といふやうな事に拘泥せずして、専ら實際の交通に適するか否かといふ事を主として改良の計畫を樹て、以て道路費の集約的使用に資せなければならぬ。

勿論名勝地とか其の他大都市等に於ける道路の設備は、周圍の形勝と適合させる關係上、稍々贅澤に流れるの觀あることは已むを得ないであらうけれども、然らざる山間其の他の地方の道路に於て

動もすれば都會地の方面と同じやうな壯麗なる道路の計畫を見るといふ事は道路費の集約的使用の上から考へて、將來相當考慮さるべき事ではなからうか。

吾々が山間地方を旅行して特に感ずる事であるが、我國では餘りに短冊型の道路を造るといふことが、道路改良費の額を増加せしむる原因になつて居るのではないか。必しも前後を一貫して同一幅員の道路を築造しなくとも、山間道路の如きは最小幅員さへ一定の幅員があつたならば、時に多少の廣い部分があつても構はない譯であらうと思ふ。即ち天然の地形に沿うて或は廣く或は狭く、自然の地形を利用して道路を造るといふ事になれば、相當其の工費を節約し得て、集約的に道路費を使用することが出来るのではないかと思はれる。

三

次に道路費の集約的使用を阻碍する事の最も大なるものは、道路工事の請負制度の不完備といふ事である。道路の築造工事は、之を管理者の直轄工事とすることが一番好ましい事であるかも知れんけれども、併しながら同時に各方面に互つて道路の改良工事を行ふといふことになれば、直轄工事は困難になるので、自から請負制度を執らなければならぬ。近時各地方に於て道路工事の請負者にも相當優秀な者が出来て来たことは、道路改良の上から言へば慶ぶべき事である。

然るに府縣の實際の状況を見ると、道路工事の施行に方つて動もすれば地元請負といふものが行はれるのである。地元請負なるものは、道路工事執行令に於ても、特殊の場合に制限をして居るので

あるが、地方に於ては道路費が府縣會の決議を見るといふと逸早く有力者が府縣の土木課等にやつて来て、其の工事を地元請負に附することを要求する。さうして或る縣の如きは殆んど地元請負を以て原則として居るやうな實況になつて居る。

而して之を請負つた地元の町村に於ては、果して地元請負の本義を完うして自ら其の工事を執行するかと言へば、多くはさうでなくして、更に自分の請負つた金額から二割、三割を天引した所の請負高を以て之を一般請負人の下請負に附するやうな實況になつて居る。斯の如くして行はれた道路工事等は、當初の府縣の設計より著しく不完全なものが生ずることは理の當然である。府縣の道路改良費が五十萬圓である、六十萬圓であると稱しても、實際に道路の工事に使用される金額は其の内の六割か七割に過ぎぬといふやうな實況であつては、道路費の集約的使用の上から言つて洵に遺憾な次第である。

而已ならず、地元請負に依つて利得した所の是等の金を、其の町村が如何に使用して居るかといふ事に立入つて考へて見ると、之を町村の一般歳入に編入して居るものは極めて少くして、多くは特別の會計を設けて、或は此の金を機密費的な費途に用ひ若くは飲食の費用等に使つて居る。之が爲に動もすれば地方團體の財政の經理を紊ること大なるに至るといふやうな現象が伴ふのであるから、地方行政の立場から見ても大いに考慮しなければならぬ點であると思ふ。

今日地方道路の改良を計畫する場合に於て其の目的は、自動車交通を圓滿ならしむるを主眼とするの必要である事は論の無い所である。随つて現に自動車交通の非常に頻繁なる場所と、然らざる場所とを區別して、之に依つて先づ其の計畫を樹立しなければならぬ。然るに往々山間部等の地方に於て現在の状況から言へば必しも根本的改修計畫を樹立する必要の無い場所に、唯だ地方の有力者等が費用負擔の均衡といふ主張に基いて平坦部地帯と同じやうな道路の改修を要求する事があり、それが又往々計畫として實現することを見るのであるが、是等の如きは全く無用なる事と謂はなければならぬ。斯かる弊害を緩和する方法として最も手取り早いのは、道路の危険箇所を改良を十分に行ふことである。現在の道路は、假令一たび改修済みの道路であつても、十數年前に築造された道路は主として馬車、人力車の交通を目的として居るから其の勾配に於て、其の屈曲に於て、又其の路面の構造に於て、必しも自動車の交通に適當して居ない、就中屈曲に於ては從來の道路は非常に不十分である。其の爲に自動車の運轉に支障を生じ、或は自動車事故を頻發するやうな事があつて、熱烈に地方では道路の改良を要求して來るといふ實例がある。是等に對して年々相當の費用を計上して、既改修並に未改修の全線の道路に亘つて、交通上危険な箇所を先づ改良して行つたならば根本的改修を行はずして、今まで自動車の通じ得なかつた部分が、自動車の通ずるやうになる地方もあり、又今まで自動車事故の頻出した所が、其の事故を防ぐことも出来るやうになると思ふ。又假令根本的の改修を實行するとするも、今日財源等の關係から、相當長期に亘る計畫となるのが

地方の實狀であるから、最後の計畫完成までには十年若くは十五年を要するものが尠くない。若し斯の如きものに對して、今言ふ所の危険箇所改良の計畫を實行しなかつたならば最後の部分は十五年前は自動車の交通に苦しまなければならぬ事になる譯であつて、地方交通上非常な不利益である。随つて危険箇所の改良を先づ實行することになれば、一面に於ては不必要なる道路の根本的改修を抑制することが出來、一面に於ては今まで自動車の交通し得ざりし場所にも之を通じ得るやうになるのである。

其の箇所の選定等に就ては勿論公平適切でなければならぬ、即ち一府縣下の全線路に亘つて其の危険の程度、其の工費の多寡等を調査して、其の最も甚しきものより順次之を實行して、五年或は六年の間に先づ危険箇所の改良を遂行する事にしたならば、根本改修と相俟つて比較的經費を投ずることと少くして交通上の効果を擧げ得るであらうと思ふ。

五

府縣道の改良を行ふに方つては、地元有一部分の負擔を命ずる場合もあるけれども、其の例は今日非常に少い。随つて大部分は府縣費を以て之を施行しなければならぬ結果として、府縣は非常な負擔を増加する。其の爲に府縣の財力の點に於て道路の改良が實行出來ないといふ地方も尠くないと思ふ。さういふ地方に在つては府縣道中に於ても、眞に府縣費を以て改良することの必要なる幹線道路だけを府縣費で改良し、假令府縣道であつても、其の榮養線に屬するやうなものは、改良の時期

も相當將來に屬するのであるから之を道路法第二十四條の規定に依る地元の出願工事としてそれに對して府縣費を補助する政策を執つて行つたならば府縣費を要すること比較的少くして實際の効果が上りはせんか。

即ち府縣の改良計畫に於て例へば十五箇年計畫を樹てるといふ場合には其の十年以降に屬するやうな急施を要しない府縣道は寧ろ地元をして其の改修を出願工事に依つて實施せしめ其の費用は地元の負擔とし府縣費から相當の補助をして行く政策を執る方が道路工事の費用を其の道路の交通の價値に依つて府縣なり地元なりが分擔するやうな形になつて實際上効果があるのではないかと考へる。自分は長崎縣に在任中縣下の二十四線約六十里の府縣道路線に對して地元の出願工事があつた場合には地元は工費の六割を負擔し工費の四割を府から補助するといふ方法に依つて府縣道の根本的改修と相俟つて縣下の道路網を完成する計畫を樹てたが地元の者も又一般縣民も寧ろ之を歓迎したやうであつた。

曩に郡制廢止の結果所謂郡道より府縣道に編入せられた路線の如きは寧ろ此の種の改良計畫に依るのが其の道路の實態に合致するものではないか又之に依つて道路費の負擔の實際を適切ならしむることが出來ると考へるのである。

六

近時各府縣とも道路に關する費用の増加に伴うて其の財源に非常に苦心して居る實情であるが、

之が爲に乗合自動車の營業者等に對して、道路の維持修繕費の一部の負擔を命ずる地方も生じて來た。是は道路法に所謂損傷負擔の制度を適用せられたものであつて、理論上は必しも不適當ではないと思ふけれども、寧ろ今日は道路の改良に依つて乗合自動車の普及發達を促進すべき時代であつて、或る地方の如きは町村費を以て乗合自動車に補助金を與へて居るものもある現狀に顧みれば寧ろ適切を缺くものに非ずやの觀が無いでもない。

是等は府縣が進んで道路費の集約的使用に留意して行つたならば、強ひて道路費の財源を此の種の交通機關に對する損傷負擔金に求めないでも、相當道路改良の目的を達し得るのではないかと思ふ。

之を要するに、道路の改良は時代の要求に伴ふ最も緊要なる事業であるが、一面地方財政の實況に鑑みて之が計畫の樹立並に其の實施に際しては、道路費の集約的使用といふ點に十分留意せられんことを望む次第である。

(三九)